

第三期柏市子ども・子育て支援事業計画

原案（パブリックコメント）

令和6年度第4回柏市子ども・子育て会議

目 次

第1章 計画の概要	- 1 -
1 策定の背景	- 2 -
2 策定の目的	- 2 -
3 計画の位置付け	- 3 -
4 計画期間	- 3 -
第2章 柏市の子育てを取り巻く現状と課題	- 5 -
1 国の動向	- 6 -
2 人口等の状況	- 7 -
3 子育ての状況と課題	- 8 -
第3章 柏市における子ども・子育て支援の方向性	- 13 -
1 基本理念	- 14 -
2 施策展開の方向	- 15 -
3 施策体系	- 17 -
第4章 施策の内容	- 19 -
1 施策の内容の見方	- 20 -
2 主な事業の年次計画	- 21 -
3 各施策の内容	- 28 -
第5章 計画の推進に当たって	- 55 -
1 計画の進捗状況の点検・評価	- 56 -
2 計画の推進体制	- 56 -
参考資料	- 57 -
1 ニーズ調査の概要	- 58 -
2 用語集	- 59 -

第 1 章 計画の概要

1 策定の背景	2
2 策定の目的	2
3 計画の位置付け	3
4 計画期間	3

1 策定の背景

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため平成27年4月から導入された「子ども・子育て支援新制度」は、開始から10年が経ちました。

この間国では、幼児教育・保育の無償化や児童虐待防止対策の強化など、すべての子どもが、安心できる環境の中で育ち、質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を受けられるよう、その体制づくりが進められてきました。また、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進するため、こども政策の司令塔として、こども家庭庁を設置しました。

柏市では「柏市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、増大する保育需要への対応や地域子ども・子育て支援事業等の実施により子どもや子育て家庭への支援を行ってきました。

今期計画の策定にあたっては、社会や制度の変化に対応するとともに、改めて柏市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題を捉えなおしました。共働き家庭の増加への対応や、子育てに不安や負担を抱える保護者、特別な支援が必要な子どもと子育て家庭へのきめ細かい支援をより一層進めていくことが、柏の子どもの幸せや家族の幸せのために必要であり、まちづくりに不可欠であることを確認しました。

これを踏まえ、柏市では目指すべき方向性や取組を定める第三期子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 策定の目的

本計画は、地域子ども・子育て支援事業の提供体制や質の高い教育・保育の確保・提供のほか、社会の構成員各々が取り組むべき課題といった子ども・子育て支援の方向性を、ニーズ調査や柏市子ども・子育て会議への意見聴取等を行い、柏市の実情を踏まえ定めたものです。

これらを計画に定めることにより、市や社会の構成員が取り組むべきことや取り組む時期がより具体的になり、着実な実施と進捗の確認や改善などが期待できます。

また、本計画を柏市全体で共有することで、まち全体が協力して柏の未来を担う子どもたちを育てていくことについて理解し、取り組む土台とすることを目指します。

本計画は、まち全体がこの計画に基づいて取組を推進することによって、柏市のすべての子どもの健やかな成長と幸せを実現することを目的としています。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。

また、「柏市総合計画」のうち、主に子ども及びその保護者を対象とする取組に関する部分の部門計画、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

なお、本計画の策定に当たっては、国が定めることも大綱を踏まえ、「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」「柏市子どもの貧困対策推進計画」と有機的な連携を図りつつ、「柏市地域健康福祉計画」「柏市教育振興計画」「柏市生涯学習推進計画」「ノーマライゼーションかしわプラン」「柏市男女共同参画推進計画」「柏市母子保健計画」その他子どもの保健・福祉又は教育に関する事項を定めるものとの整合を図ります。

4 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を一期とした計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や子ども及び子育て家庭を取り巻く状況の変化、保育需要の変化などに合わせ、計画期間内であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期 計画期間	柏市子ども・子育て支援事業計画（第三期計画期間）				
第三期策定			中間年見直し		

第2章 柏市の子育てを取り巻く現状と課題

1 国の動向	6
2 人口等の状況	7
3 子育ての状況と課題	8

1 国の動向

◆ 少子化は、我が国が直面する最大の危機

2023年に生まれたこどもの数は72万7277人となり、統計開始の1899年以来、最少となりました。1949年に生まれたこどもの数は約270万人だったことを考えると、こどもの数はピークの3分の1以下にまで減少しました。こうした急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しくなります。

◆ こども家庭庁の設置

令和5年4月1日、こども（心身の発達の過程にある者をいう。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置しました。

◆ こども基本法の施行

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

◆ こども大綱の閣議決定

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども大綱が閣議決定されました。こども大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、おおむね5年後を目途に見直すこととされています。

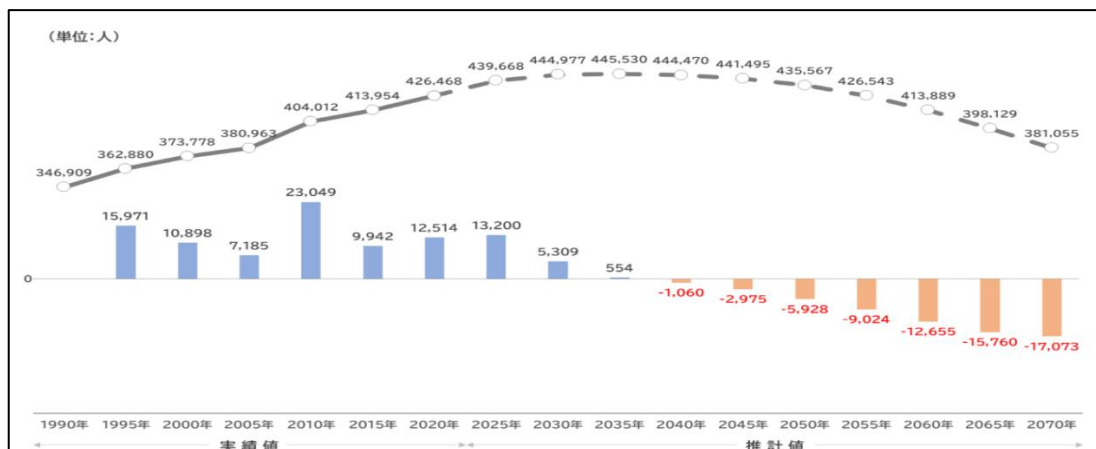
◆ こどもまんなか実行計画の策定

こども大綱に基づき具体的に取り組む施策については、「こどもまんなか実行計画」として取りまとめられています。そのため、こどもや若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども施策を網羅され、こども大綱と同日に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策も、こどもまんなか実行計画に包含されています。おおむね5年程度を見据えたこども大綱に対し、こどもまんなか実行計画は、当該年度に実施する施策を中心に取りまとめられ、毎年改定されることとなります。

2 人口等の状況

- ◆ 柏市の総人口は、2035年の445,530人をピークに減少局面に入り、2040年以降、減少数は増加する見込みです【図1】。

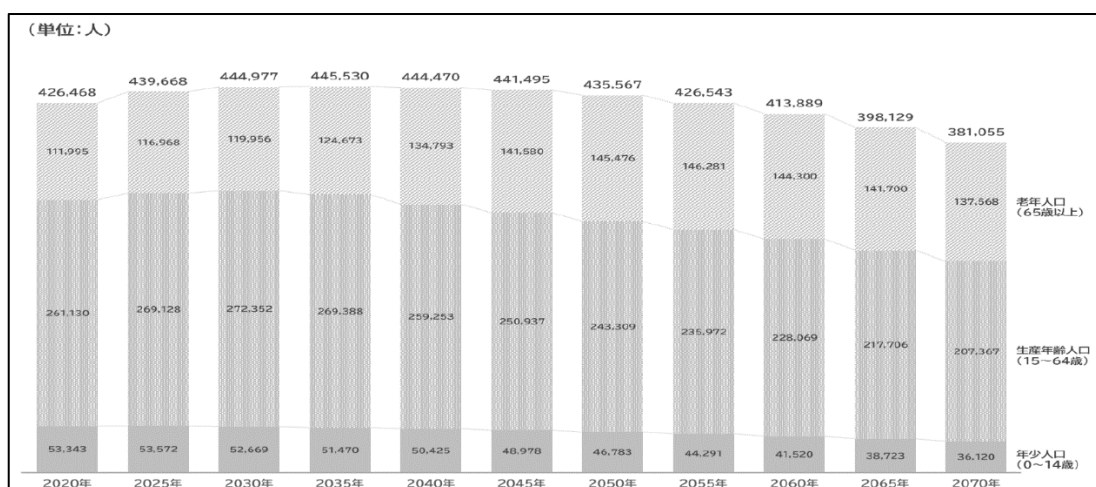
【図1】将来推計人口結果と増減数（1990年～2070年）



（「柏市の将来人口推計報告書（2023年推計）」2023年10月）

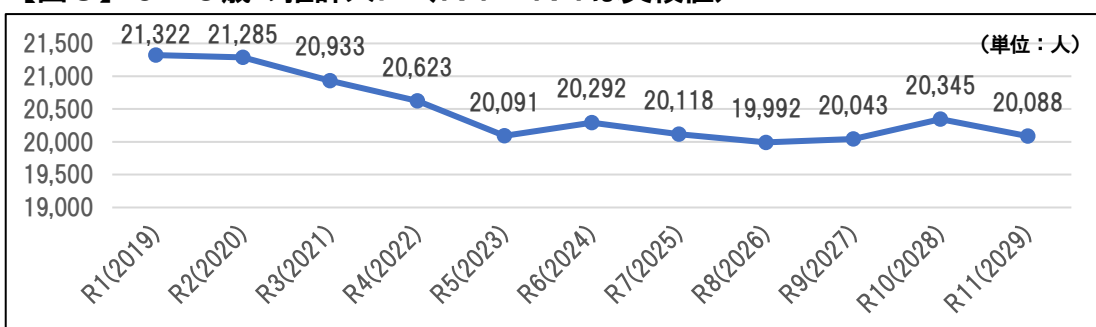
- ◆ 老年人口は増加を続け、2045年には約3人に1人が65歳以上となります。年少人口は2025年の53,572人をピークに減少局面に入りますが、計画期間内での乳幼児全体の児童人口は急激には減少せず、横ばいとなることを見込まれます【図2】【図3】。

【図2】年齢3区分別将来推計人口



（「柏市の将来人口推計報告書（2023年推計）」2023年10月）

【図3】0～5歳の推計人口（R1～R4は実績値）



（「柏市の将来人口推計報告書（2023年推計）」2023年10月「関連データより」）

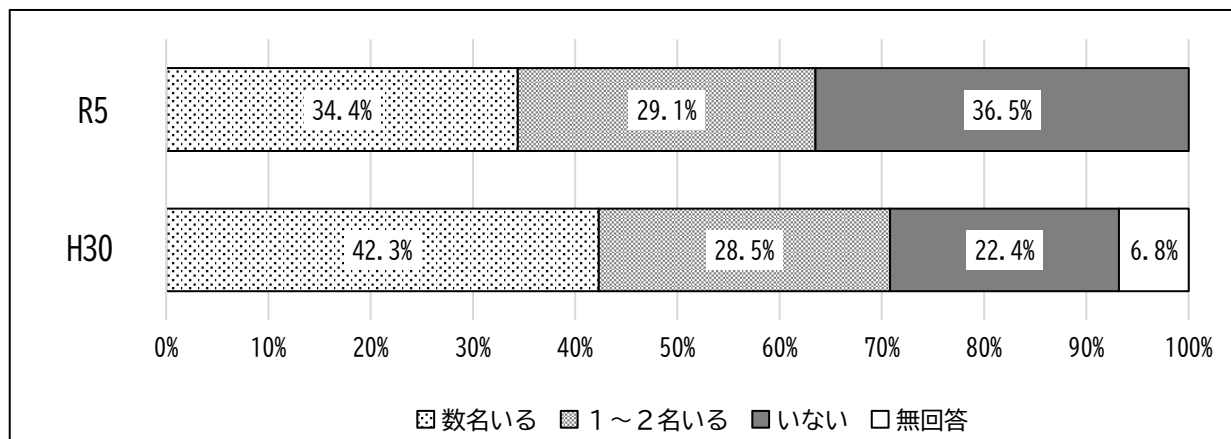
3 子育ての状況と課題

■課題

① 子育ての孤立化

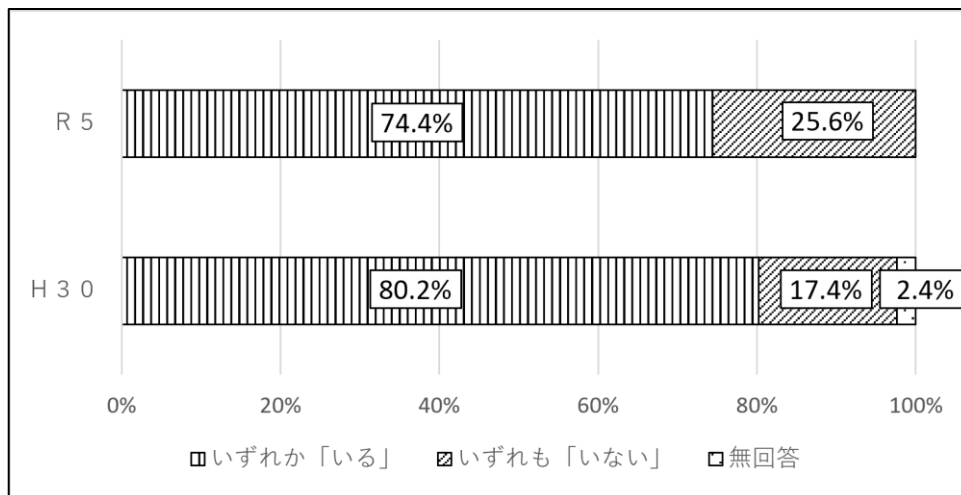
◆ 子育て仲間がいない人や子どもをみてもらえる親族や知人が「いない」人が増えています【図4・5】。転入して間もなくは、近隣とのつながりを持たない子育て家庭が多いため、転入者が増えたことにより、そうした家庭が増えたと考えられます。

【図4】子育て仲間の有無



（柏市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 平成30年・令和5年）

【図5】子どもをみてもらえる親族や知人の有無（※各年で回答方法が異なるため、「いずれもない」「無回答」以外の回答を「いずれかいる」として集計）



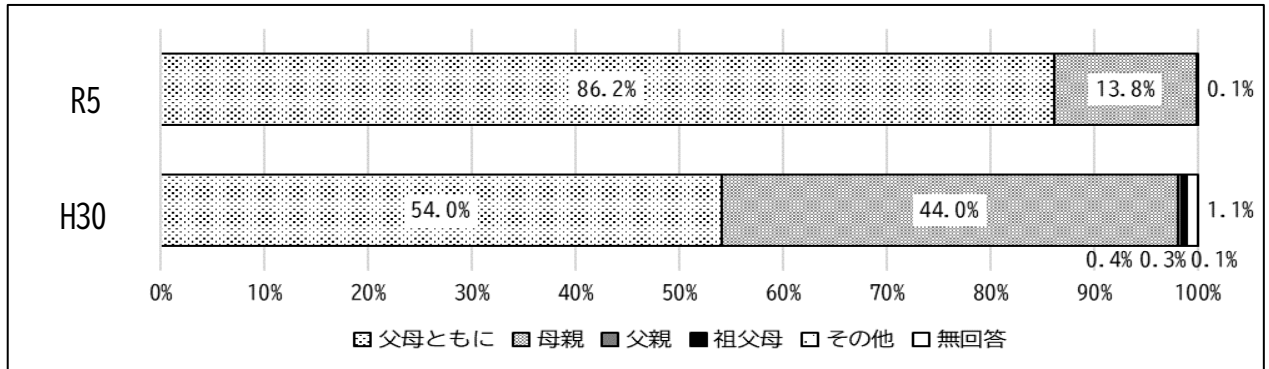
（柏市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 平成30年・令和5年）

■課題

② 子育ての負担や不安

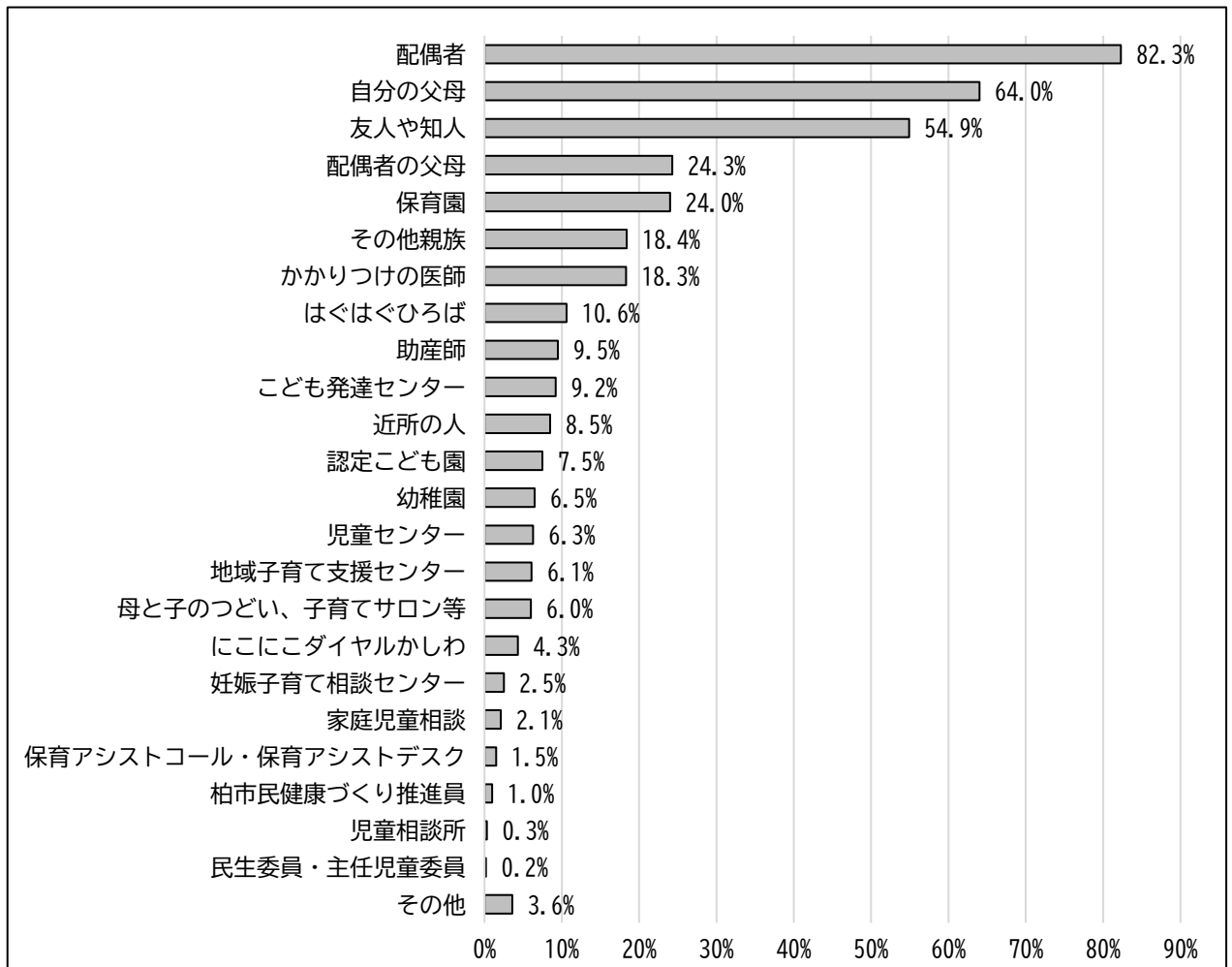
- ◆ 父母共に子育てを行っている家庭は、前回調査と比べて「父母ともに」が32.2ポイント増加し、「母親」が30.2ポイント減少しています【図6】。悩みの相談相手（複数回答）としては配偶者が8割以上など、身近な方との関わり限定されている傾向にあるといえます【図7】。

【図6】子育てを主に行っている人



（柏市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 平成30年・令和5年）

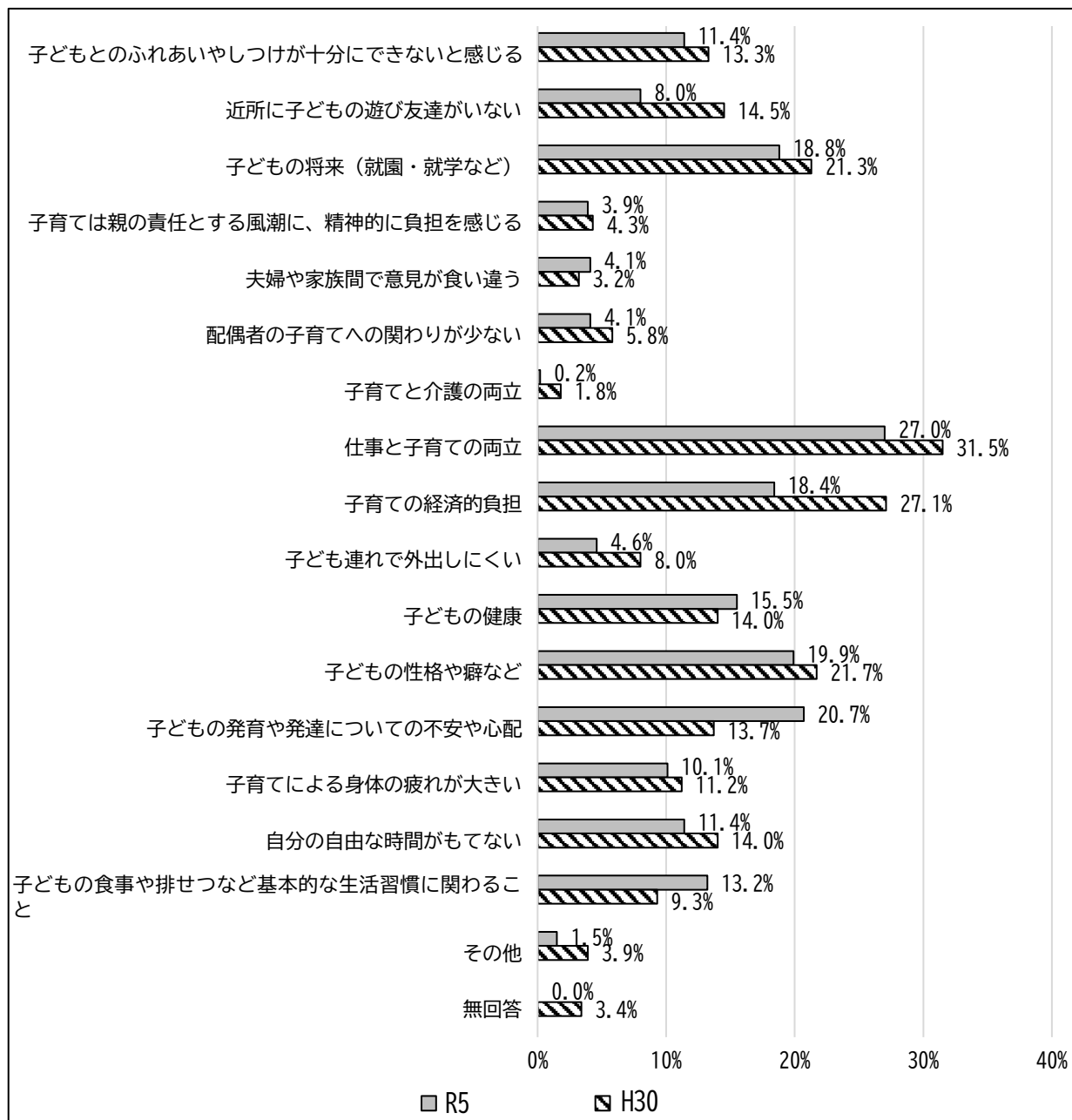
【図7】心配や悩みの相談先（複数回答）



（柏市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 令和5年）

- ◆ 子育てにおける心配事等については、前回調査と比べて増加幅が大きい項目は、「子どもの発育や発達についての不安や心配」で7.0ポイントの増加となっています。一方で、減少幅が大きい項目は、「子育ての経済的負担」が8.7ポイント、「近所に子どもの遊び友達がいない」が6.5ポイントの減少となっています【図8】。

【図8】子育てにおける心配事等（複数回答）



（柏市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 平成30年・令和5年）

- ◆ 子育てに関する心配事等は様々であり、各種制度や施設、交流や相談の場などへつなげることは重要です。

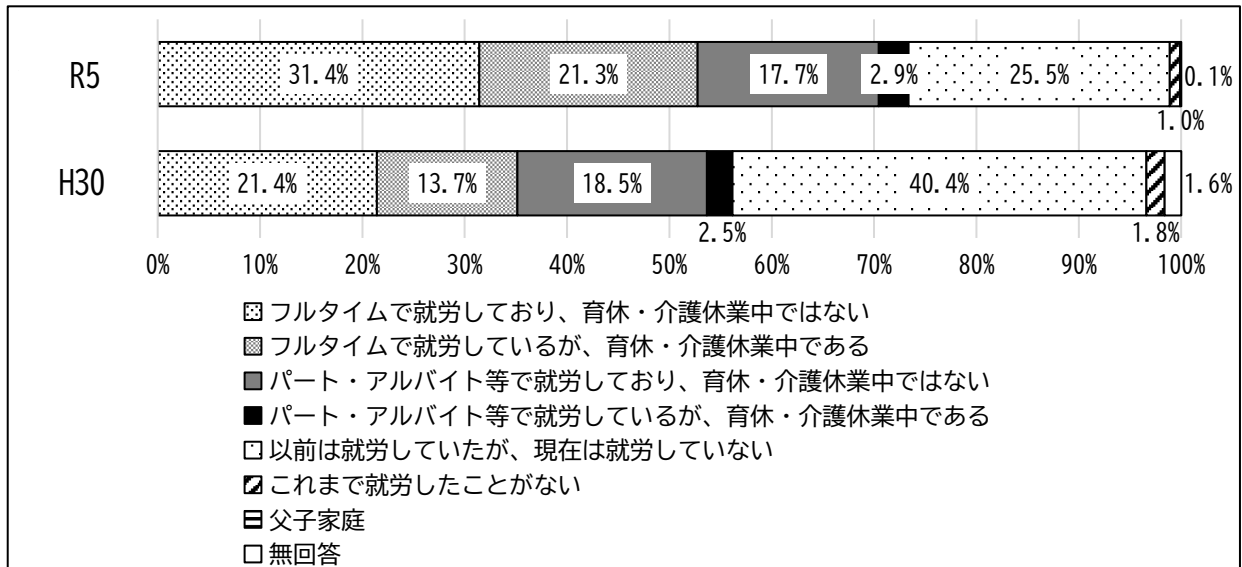
■課題

③ 保育需要の増大

④ 教育・保育の質の確保・向上

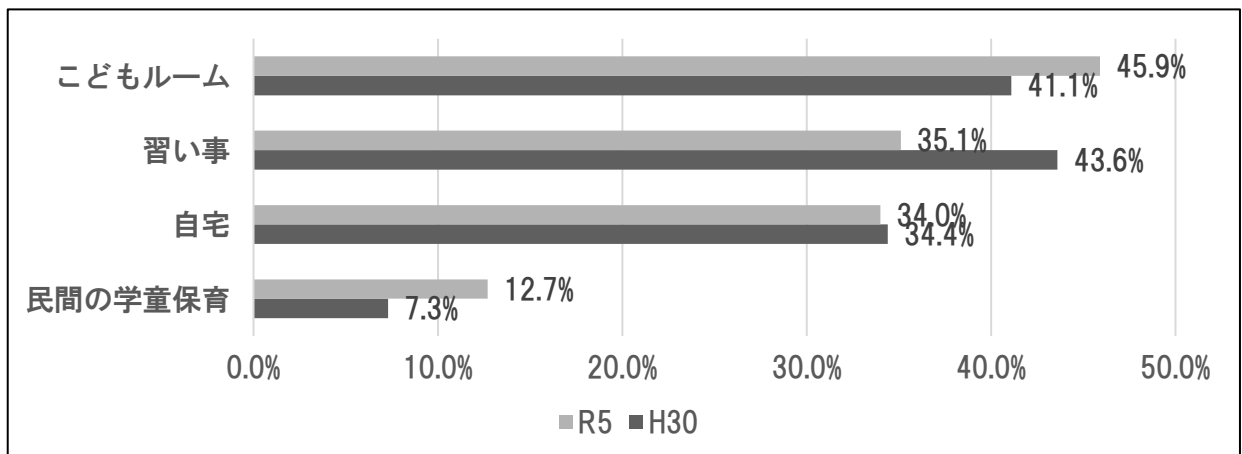
- ◆ 女性就業率が高まり、前回調査と比べて「以前は就労していたが、現在は就労していない」が14.9ポイント減少しています【図9】。また、こどもルームの利用意向は、4.8ポイントの増加となっています【図10】。

【図9】母親の就労状況



(柏市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 平成30年・令和5年)

【図10】希望する放課後の過ごし方（低学年・上位4項目）



(柏市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 平成30年・令和5年)

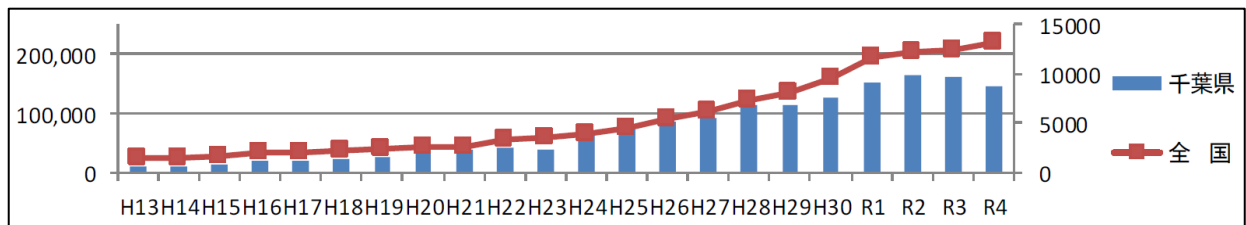
- ◆ ニーズ調査では、希望する保育園への入園・入園時期が希望通りにならない状況を訴える声や、その質の確保・向上を求める声が多くあり、保育需要や教育・保育の質については引き続き注視が必要です。

■課題

⑤ 子ども自身や子どもの家庭環境への理解

- ◆ 深刻な虐待事件が全国各地で発生する中、虐待防止や適切な対応が喫緊の課題となっています。対応件数の増加は虐待自体の増加とはいきませんが、対応すべき件数は、年々増加しています【図11】。

【図11】全国・千葉県の児童虐待相談対応件数の推移



(千葉県)

- ◆ 障害児や外国につながりを持つ子どもといった特別な支援が必要な子どもについても、各々の状況により、きめ細かい支援や地域とのつながりづくりができる環境整備が求められています。その数や支援のニーズを的確に把握しながら、支援の資源活用を行っていかねばなりません。

第3章 柏市における子ども・子育て支援の方向性

1 基本理念	14
2 施策展開の方向	15
3 施策体系	17

1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおりとします。

みんなで支え すべての子どもの幸せが つづいていくまち かしわ

基本理念の考え方

注 第3回会議からの変更箇所 ：追記 ：削除

次代の社会を担うすべての子どもが、~~生涯にわたる人格形成の基礎を築き、~~自立した個人としてひとしく健やかに育ち、また、親が親としても子どもと一緒に成長することができるよう、社会の構成員みんながともに、~~親も子ども~~守り育てていくことで、未来を担う子どもたちの幸せがつづき、ひいてはすべての人が幸せな~~状態（ウェルビーイング）で~~生活を送ることにつながるはずです。

この計画が柏のまちのすべての人が輝く未来の礎となるよう、この基本理念を基に、みんなで取り組みを進めていきます。

《基本理念の設定に当たって》

「子ども・子育て支援事業計画」は、柏市の子どもと子育て家庭の実情を踏まえて策定するため、認定こども園・保育園・幼稚園・こどもルームの保護者や、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の関係事業者等を中心とした子どもと子育てに関わる当事者で構成する「柏市子ども・子育て会議」において意見を聴きながら作成しています。

この基本理念は、柏市子ども・子育て会議における議論を基に定めたものです。

第一期及び第二期計画の基本理念の考え方を引継ぎながら、国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、すべての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな生活を送ることができるまちのおもいを表しました。

また、子ども・子育て会議において、子どもたちに伝わりやすい表現とすることや、「子どもの健やかな成長」を考えるときには、親も含め子どもを取り巻く様々な関わりのある人たちみんなで守り育てていく視点が大切であること、「子どもの幸せ」は今だけでなく「未来」につづいていくことが大事であり、そのことがみんなを幸せにすることを確認しました。

2 施策展開の方向

子ども・子育て支援の推進に当たり、基本理念に沿った施策の実践が求められますが、施策の基本的な枠組みとして、次の3つの「施策展開の方向」を設定します。

施策展開の方向1

社会へつながる一歩を踏み出せる環境をつくる



子育て家庭が社会へ踏み出すために、地域や支援につながれる情報提供や相談体制を整えます。また、まちへのデビューの場や保護者自身が親として育つ場を、地域とともに提供していきます。

施策展開の方向2

子どもを多くの目と手で育てる支援体制や地域環境をつくる



子どもを中心に、子育てに多くの人が関わることで親の不安や負担を軽減するとともに、乳幼児期の子どもの誰もが質の高い教育・保育を受けられるよう、体制を整えます。

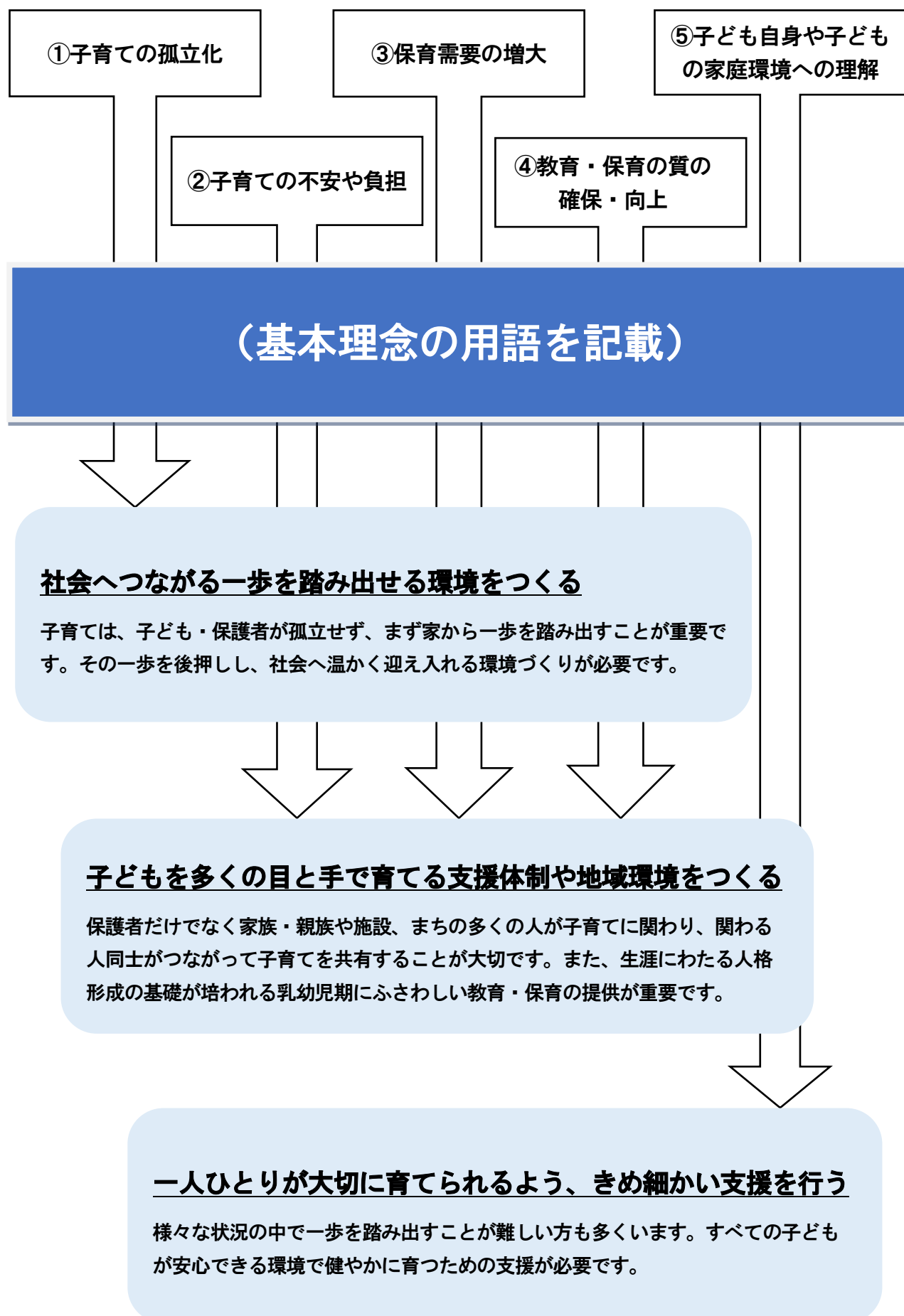
施策展開の方向3

一人ひとりが大切に育てられるよう、きめ細かい支援を行う



配慮を要する子ども・子育て家庭が安定した生活を送れるよう、それぞれの状況や置かれている環境の理解を深め、きめ細かい支援を行います。

設定に当たっては、5つの課題を踏まえるとともに、基本理念の考え方を取り入れたものとなりました。



基本理念

(基本理念の用語を記載)

施策展開の方向1

社会へつながる一步を踏み出せる環境をつくる

施策1-(1) 子育て・親育ちの環境づくり

施策1-(2) 情報提供・相談体制の充実

施策展開の方向2

子どもを多くの目と手で育てる支援体制や地域環境をつくる

施策2-(1) 子育て支援ネットワーク活動の支援

施策2-(2) 教育・保育の計画的整備・提供

施策2-(3) 教育・保育の質の確保・向上

施策2-(4) 子育て家庭の負担へのサポート

施策2-(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策展開の方向3

一人ひとりが大切に育てられるよう、きめ細かい支援を行う

施策3-(1) 児童虐待の防止

施策3-(2) 障害のある子どもへの支援

第4章 施策の内容

1 施策の内容の見方	20
2 主な事業の年次計画	21
3 各施策の内容	
施策 1-(1) 子育て・親育ちの環境づくり	28
施策 1-(2) 情報提供・相談体制の充実	30
施策 2-(1) 子育て支援ネットワーク活動の支援	32
施策 2-(2) 教育・保育の計画的整備・提供	34
施策 2-(3) 教育・保育の質の確保・向上	42
施策 2-(4) 子育て家庭の負担へのサポート	44
施策 2-(5) ワーク・ライフ・バランスの推進	48
施策 3-(1) 児童虐待の防止	50
施策 3-(2) 障害のある子どもへの支援	52

1 施策の内容の見方

施策展開の方向1	
1-(1) 子育て・親育ちの環境づくり	
■施策が目指す方向性	子ども同士が育ち合い、保護者も共に支え合う仲間作りや学び合いができる場、また時には親子でほっとひと息つける場の充実を図ります。また、まちへ踏み出す親子を温かく迎え入れる環境づくりを進めます。
■実現に向けて取り組むこと	① 親子で交流できる場の充実 地域子育て支援拠点事業*などの親子の居場所がまちへのデビューの場としてふさわしい場となるよう、子育て支援の情報提供や事業者対象の研修などにより事業の質の充実を図ります。 ② 子育てを支援する活動への支援 民活動団体や事業者が地域で行う各種の子育て関連イベントや講座、子育てサークル活動など、さまざまな形で行われる子育て支援活動について情報提供や広報などにより支援を行います。 ③ 子育てに対する意識啓発 子どもの育ちや子育てに対する支援の必要性等について、さまざまな機会を通じた啓発を行います。

施策が目指す方向性について記載しています。

「施策が目指す方向性」を実現するための取り組みや、留意事項について記載しています。

■主な事業の年次計画					
[地域子育て支援拠点事業*]			地域子ども・子育て支援事業		
【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54,174人回	54,367人回	55,126人回	57,426人回	55,842人回
確保方策	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
【中央】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,236人回	43,999人回	43,964人回	44,357人回	44,111人回
確保方策	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
【南部・東部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45,139人回	44,737人回	44,393人回	43,743人回	43,842人回
確保方策	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	143,548人回	143,103人回	143,483人回	145,527人回	143,795人回
確保方策	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
[拠点職員対象の合同研修会]					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	開催	開催	開催	開催	開催
[市民活動団体への支援]					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	団体への情報提供や情報の告知等の支援				
[こども誰でも通園制度*]			地域子ども・子育て支援事業		
【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	試行的事業		直近の数値をもとに算定予定		
確保方策	—		直近の数値をもとに算定予定		

主な事業について、年次ごとの実施予定を記載しています。詳細は、次ページをご覧ください。

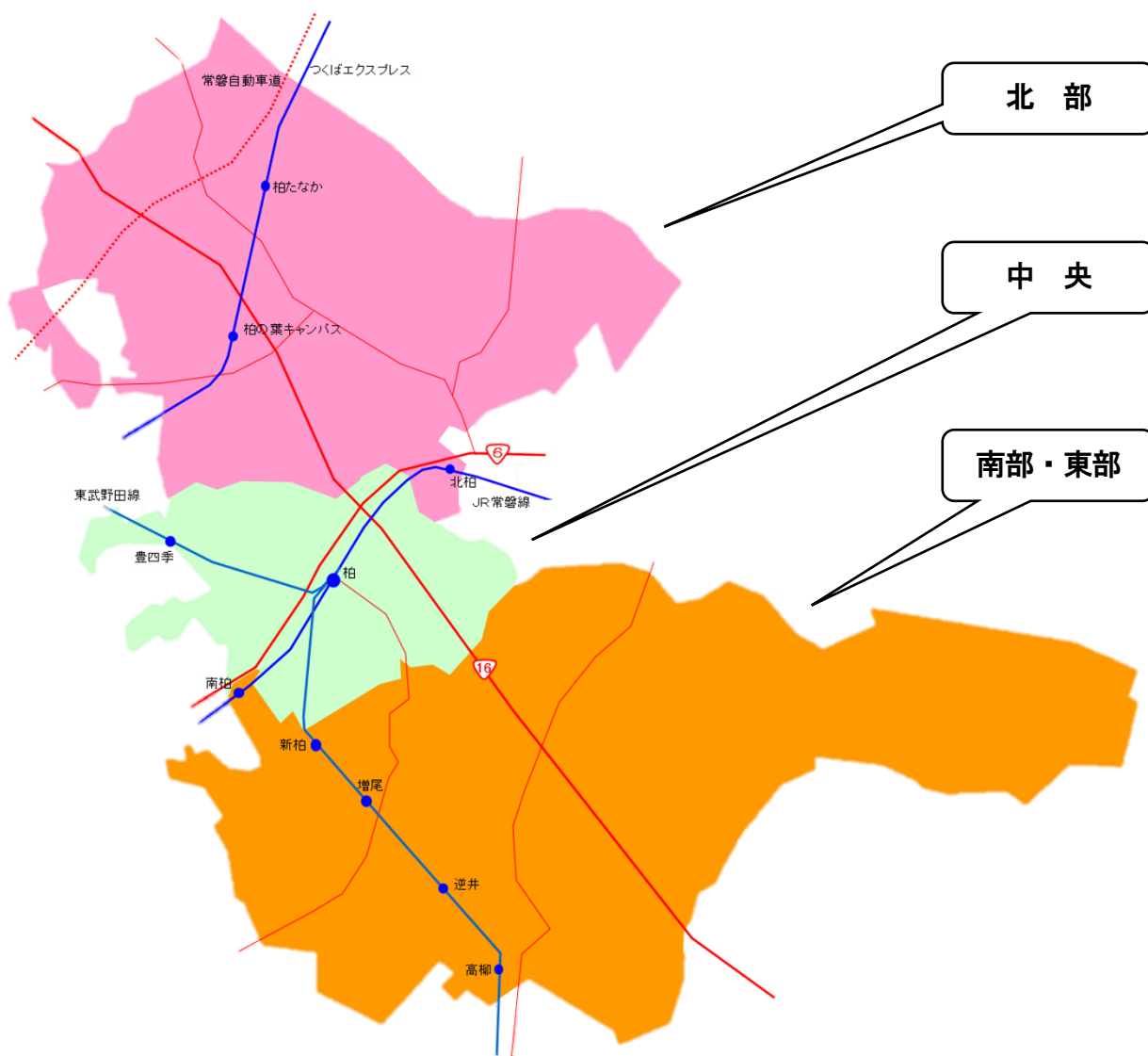
2 主な事業の年次計画

- ◆ 「主な事業の年次計画」は、「実現に向けて取り組むこと」に沿った事業のうち主なものについて、その事業量や実施スケジュール等を年次ごとに示したものです。
- ◆ 掲載事業のうち、事業名の横に **教育・保育** 又は **地域子ども・子育て支援事業** とあるものについては、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、「量の見込み」及び「確保方策」を記載しています。（「量の見込み」及び「確保方策」等の詳細は23ページ参照）
- ◆ 上記の「量の見込み」及び「確保方策」は、教育・保育提供区域ごとに記載しています。なお、柏市における教育・保育提供区域は、「北部」「中央」「南部・東部」の3区域に分けることとしました。（教育・保育提供区域の詳細は22ページ参照）
- ◆ 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じた設定が可能となっています。柏市では、市全域を1区域として「量の見込み」及び「確保方策」を設定するほうが適切な事業については、市全域を教育・保育提供区域としました。

事業名等		区域
教育・保育		3区域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業*）	市全域
	放課後児童健全育成事業*（こどもルーム）	市全域
	子育て短期支援事業*	市全域
	地域子育て支援拠点事業*	3区域
	一時預かり事業*	市全域
	病児保育事業*	市全域
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業*）	市全域
	利用者支援事業*	市全域
	妊婦健康診査*	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業*	市全域
	養育支援訪問事業*	市全域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業*	市全域
	多様な主体の参入促進事業*	市全域
	子育て世帯訪問支援事業*	市全域
	親子関係形成支援事業*	市全域
	産後ケア事業*	市全域
	妊婦等包括相談支援事業*	市全域
	乳児等通園支援事業*（こども誰でも通園制度）	市全域

- ◆ 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号では「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。
- ◆ 第三期計画における柏市の教育・保育提供区域は、第二期計画と同様に「北部」「中央」「南部・東部」の3区域としました。この3区域は、第二期計画の区域を引き継ぐと同時に、保育所等の利用に当たり、柔軟な対応が可能となる区域数であることから、採用したものです。
- ◆ 「北部」「中央」「南部・東部」の3区域は、21のコミュニティエリアが基になっています。

区域	コミュニティエリア
北部	田中、西原、柏の葉、富勢、松葉、高田・松ヶ崎
中央	豊四季台、新富、旭町、柏中央、新田原、富里、永楽台
南部・東部	増尾、南部、藤心、光ヶ丘、酒井根、手賀、風早北部、風早南部



- ◆ 子ども・子育て支援法第61条第2項には、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項として、教育・保育提供区域ごとの、計画期間の各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（＝ 利用見込み数 ＝ 需要）と「確保方策」（＝ 「量の見込み」に見合う定員等 ＝ 供給）を確保するための方法）が挙げられています。

- ▶ 教育・保育：教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)及び地域型保育事業*
(家庭的保育事業*、小規模保育事業*、居宅訪問型保育事業*、事業所内保育事業*)のこと
- ▶ 地域子ども・子育て支援事業：次に記載する事業のこと
 - ①時間外保育事業（延長保育事業*）
 - ②放課後児童健全育成事業*（こどもルーム）
 - ③子育て短期支援事業*
 - ④地域子育て支援拠点事業*
 - ⑤一時預かり事業*
 - ⑥病児保育事業*
 - ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業*）
 - ⑧利用者支援事業*
 - ⑨妊婦健康診査*
 - ⑩乳児家庭全戸訪問事業*
 - ⑪養育支援訪問事業*
 - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業*
 - ⑬多様な主体の参入促進事業*
 - ⑭子育て世帯訪問支援事業*
 - ⑮児童育成支援拠点事業*
 - ⑯親子関係形成支援事業*
 - ⑰産後ケア事業*
 - ⑱妊婦等包括相談支援事業*
 - ⑲乳児等通園支援事業*（こども誰でも通園制度）

- ◆ なお、教育・保育については、次の認定区分ごとに「量の見込み」と「確保方策」を記載することとなっています。

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない） 就学前の子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	認定こども園 保育園 地域型保育事業*

- ◆ 「量の見込み」の算定に当たっては、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」による算定方法等をベースに、必要に応じて柏市独自の補正を行いました。なお、算定の基礎となるニーズ調査を行いました。（ニーズ調査の概要は 58 ページ参照）

- ◆ 国が示した算定方法の概要と柏市が行った算出・補正の内容は、下記のとおりです。なお、事業によって対象となる家庭類型が異なることから、算定に当たり必要となる推計児童数を家庭類型により次のように区分した上で、算定方法を示します。

区分	対象となる家庭類型
推計児童数（共働き等）	ひとり親家庭や、両親ともフルタイムで就労する家庭など
推計児童数（専業主婦等）	専業主婦(夫)家庭や、就労時間の短いパートタイムで就労する家庭など
推計児童数（全家庭）	全ての家庭

<教育・保育>

◆ 1号認定（3～5歳児）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（専業主婦等）×幼稚園、認定こども園の1号利用を第1希望とする割合（利用意向率）

[柏市の算出の方法]

令和7年度の教育の量の見込みを上記の算定方法に基づき、利用意向率について柏市の実情に応じた補正を行いました。

令和8年度以降は、各年度における2号認定の量の見込みの増減分を1号認定に反映して算出しました。

◆ 2号認定（3～5歳児）・3号認定（0歳児、1歳児、2歳児）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合（利用意向率）

[柏市の算出の方法]

令和7年度の保育の量の見込みを上記の算定方法に基づき、利用意向率について柏市の実情に応じた補正を行い、0歳児については育児休業の取得状況を考慮しました。

令和8年度以降は女性就業率の上昇等を要因とする国の保育利用率の伸び率を基に、柏市における保育利用率及び推計児童数の推移に合わせて保育の量の見込みを算出しました。

※ 各年度の量の見込みに対して確保方策が下回るものについて、確保方策には保育所定員の弾力化（待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすること）に係る人数が含まれないため、実情としての確保方策と比較して本計画における確保政策の数値が少ないものとなります。また、直近で示されている「新子育て安心プラン実施計画」の見込方法の中で、計画における最終年度末までに必要な利用定員数が確保できる計画を策定することとされていることから、令和11年度末までに量の見込みに対する確保方策が充足するように算出しております。

「量の見込み」に使用する単位は、国が示す算出等の手引きに基づき記載しています。

例) 人日(回)：対象家庭等について1年間で何日(回)の利用意向があるかの延べ日(回)数

◆時間外保育事業

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数(共働き等)×認可保育園等を第1希望とする割合×利用希望者の割合

[柏市の算出の方法]

補正なし

◆放課後児童健全育成事業* (こどもルーム)

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数(共働き等)×利用希望者の割合

[柏市の算出の方法]

令和5年度の実入所児童数に待機児童数(利用申込に至った児童数)を加えた数に、ニーズ調査で算出した上記割合と近年の増加率を考慮して算出しました。

◆子育て短期支援事業* (宿泊を伴うもの) (宿泊を伴わないもの)

[国が示した算定方法の概要]

(宿泊を伴うもの) 推計児童数(全児童)×利用が必要な割合×利用が必要な日数の平均

(宿泊を伴わないもの) 推計児童数(全児童)×利用希望者の割合×利用が必要な日数の平均

[柏市の算出の方法]

利用者の利用日数の実績(予測増加率含む)及び事業特性・地域特性を勘定して算出しました。

◆地域子育て支援拠点事業*

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数(全家庭)×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

[柏市の算出の方法]

利用者の実績を基に、ニーズ調査における保育園等に入園していない0～2歳児のうち、拠点等を利用していない人で利用していない理由に「できれば今後利用したい」を挙げた人を加え児童人口の伸び率や事業特性・地域特性を勘案して算出しました。

◆一時預かり事業* (幼稚園型)

[国が示した算定方法の概要]

1号認定該当者×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

[柏市の算出の方法]

1号認定該当者×就労以外の平均して最も多い年間利用希望日数(20日)

◆一時預かり事業* (幼稚園型を除く)

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数(全児童)×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

◆病児保育事業*（病児対応型）（体調不良児対応型）

〔国が示した算定方法の概要〕

（病児対応型）推計児童数（共働き等）×利用が必要な割合×利用が必要な日数の平均

（体調不良児対応型）国から算定方法は示されていません

〔柏市の算出方法〕

（病児対応型）利用が必要な割合を算出するにあたり、ニーズ調査における「両親のどちらかが休んだ、かつ、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」という回答を除き、利用が必要な日数の平均は令和5年度利用実績から算出しました。

（体調不良児対応型）認可園の内、4割程度

◆ファミリー・サポート・センター事業*（就学前児童対象）（就学後児童対象）

〔国が示した算定方法の概要〕

推計児童数（全児童）×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

〔柏市の算出の方法〕

（就学前児童）令和5年度の利用実績に加え、ニーズ調査における回答の「平日の保育の事業を利用したい」のうち「主にファミリー・サポート・センターを利用したい」かたの割合や「令和5年度の援助等を利用した世帯あたりの平均利用日数」などを勘定して算出しました。

（就学後児童）就学後児童全体に対するニーズ調査は実施していないため、就学後児童の令和5年度利用実績を基に、過去4年間の実績の伸び率を勘案して、量の見込みを算出しました。

◆利用者支援事業*

〔国が示した算定方法の概要〕

（妊婦等包括相談支援事業*型）妊娠届出数×1組あたり面談回数3回

〔柏市の算出の方法〕（国から算定方法は示されていません）

（特定型・基本型・こども家庭センター型）各実施類型の特性を考慮して算定

◆妊婦健康診査*

〔柏市の算出の方法〕（国から算定方法は示されていません）

実績値から推計。令和2年度から令和5年度までの減少の平均値を量の見込みに反映させ、逓減させています。

◆乳児家庭全戸訪問事業*

〔柏市の算出の方法〕（国から算定方法は示されていません）

0歳児人口推計×令和5年度面談実施率（98%）で算出しました。

◆養育支援訪問事業*

〔柏市の算出の方法〕（国から算定方法は示されていません）

実績値から推計。令和6年度より一部他事業に移行することを勘案し算出しました。

◆柏市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業*

〔国が示した算定方法の概要〕

国からの算定方法は示されていません。

〔柏市の算出方法〕

令和3年度より事業を開始し、過去3年間における実績を踏まえ算出しました。

◆子育て世帯訪問支援事業*

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数×利用が必要な割合×利用が必要な日数の平均

[柏市の算出方法]

実績値（予測増加率含む）から推計しました。

◆親子関係形成支援事業*

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数×利用が必要な割合

[柏市の算出方法]

実績値（予測増加率含む）から推計しました。

◆産後ケア事業*

[国が示した算定方法の概要]

推計産婦数（人）×（利用見込み産婦数（人）÷全産婦数（人））×平均利用日数（日）

[柏市の算出の方法]

R6年度までは、支援者不足、産後の体調が不安、産後の育児が不安のすべてを満たす方を産後ケアの対象としていたが、R7年度は、利用条件を緩和する予定。利用条件を緩和している他市の実績を踏まえ、R6年度の2倍の利用見込み産婦数で算出しました。また、令和3年度から令和5年度の利用延べ日数の増加率が平均で約1.3倍であったため、令和8年度、令和9年度は、前年の1.3倍で算出しました。令和9年度の量の見込みから利用見込み産婦数を算出すると、全体の3割程度となる。以降は横ばいと予測し、算出しました

◆乳児等通園支援事業*（こども誰でも通園制度）

[国が示した算定方法の概要]

必要受入れ時間数（対象年齢の未就園児数×月10時間）÷定員一人1月あたりの受入れ可能時間数（月176時間）

3 各施策の内容

施策展開の方向1

1-(1) 子育て・親育ちの環境づくり

■施策が目指す方向性

子ども同士が育ち合い、保護者も共に支え合う仲間作りや学び合いができる場、また時には親子でほっとひと息つける場の充実を図ります。また、まちへ踏み出す親子を温かく迎え入れる環境づくりを進めます。

■実現に向けて取り組むこと

① 親子で交流できる場の充実

地域子育て支援拠点事業*などの親子の居場所がまちへのデビューの場としてふさわしい場となるよう、子育て支援の情報提供や事業者対象の研修などにより事業の質の充実を図ります。

② 子育てを支援する活動への支援

民活動団体や事業者が地域で行う各種の子育て関連イベントや講座、子育てサークル活動など、さまざまな形で行われる子育て支援活動について情報提供や広報などにより支援を行います。

③ 子育てに対する意識啓発

子どもの育ちや子育てに対する支援の必要性等について、さまざまな機会を通じた啓発を行います。

■主な事業の年次計画

[地域子育て支援拠点事業*]

地域子ども・子育て支援事業

【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54,174人回	54,367人回	55,126人回	57,426人回	55,842人回
確保方策	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

【中央】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,236人回	43,999人回	43,964人回	44,357人回	44,111人回
確保方策	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

【南部・東部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45,139人回	44,737人回	44,393人回	43,743人回	43,842人回
確保方策	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	143,548人回	143,103人回	143,483人回	145,527人回	143,795人回
確保方策	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所

[拠点職員対象の合同研修会]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	開催	開催	開催	開催	開催

[市民活動団体への支援]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	団体への情報提供や情報の告知等の支援				

[乳児等通園支援事業*（こども誰でも通園制度）]

地域子ども・子育て支援事業

〇〇歳児

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50人日	50人日	50人日	51人日	51人日
確保方策	34人日	39人日	45人日	51人日	51人日

〇1歳児

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	88人日	90人日	90人日	90人日	89人日
確保方策	34人日	52人日	71人日	90人日	90人日

〇2歳児

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	79人日	89人日	91人日	90人日	91人日
確保方策	34人日	52人日	71人日	90人日	91人日

施策展開の方向 1

1-(2) 情報提供・相談体制の充実

■施策が目指す方向性

子育てに関する情報が、子育て家庭はもとより子どもとの関わりや関心のある方などにも広く伝わる情報提供体制をつくります。また、子育てについて相談しやすい体制を充実させます。

■実現に向けて取り組むこと

① 情報提供体制の充実

子育て仲間がいない方が増加し、また、子育ての負担や不安は多様化しています。子育て家庭や子育てを支援している人、子どもに関わる事業者などに子育てに関する制度や施設、交流や相談の場などの必要な情報が、必要としている方々へ確実に届き、支援につながるよう、さまざまな媒体で情報提供を行います。

② 利用者支援事業*の充実

母子保健事業、地域の子育て支援事業、教育・保育などを妊娠期から切れ目なく円滑に利用できるよう、こども家庭センター*型・基本型・特定型・妊婦等包括相談支援事業*型の各利用者支援事業*を、それぞれの特性を生かし、互いに連携しながら身近な場所で行います。

③ 相談体制の充実

妊娠・出産期からの積極的な周知や、相談のきっかけをつかみやすい工夫により各種相談窓口を利用しやすくします。また、専門機関の間の連携の強化を行います。

■主な事業の年次計画

[情報提供事業]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	子育てサイト「はぐはぐ柏」の運営、かしわこそだてハンドブックの作成、SNSの活用、支援者への情報提供、外国につながるこどもへの支援など				

[利用者支援事業*]

地域子ども・子育て支援事業

○特定型（保育アシストデスク・アシストコール）・基本型（子育て支援アドバイザー）

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保 方策	特定型 1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

○こども家庭センター*型（こども相談センター）

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

○妊婦等包括相談支援事業*型（こども家庭センター）

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,200回	6,500回	9,000回	9,000回	9,000回
確保方策	6,200回	6,500回	9,000回	9,000回	9,000回

[乳児家庭全戸訪問事業*]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,032人	3,033人	3,037人	3,071人	3,056人
確保方策	【実施体制】 家庭訪問（保健師・助産師・看護師等） 【実施機関】 柏市地域保健課				

[妊婦健康診査*]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	37,420件	36,455件	35,489件	34,523件	33,558件
確保方策	【実施場所・実施体制】 医療機関等 【検査項目】 柏市が定める妊婦一般健康診査の公費負担検査項目 【実施時期】 受診票の交付を受けた日から出産の日まで				

[産後ケア事業*]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,580人日	3,354人日	4,360人日	4,360人日	4,360人日
確保方策	2,580人日	3,354人日	4,360人日	4,360人日	4,360人日

施策展開の方向 2

2-(1) 子育ての支援ネットワーク活動の支援

■施策が目指す方向性

地域の子育てについて話したり、一緒に活動したり、互いに支援したりできるような支援団体（支援者）のネットワークが、柏市における子ども・子育て支援全体を支えます。

■実現に向けて取り組むこと

① 支援団体（支援者）の育成

子育て支援者や支援したいと考えている方への情報提供や各種研修等を行います。また、子育て中の当事者自身が支援者となるきっかけづくりなどを行います。

② 支援団体（支援者）のネットワーク活動支援・フォーラムの開催

子育てに関する情報の共有をはじめ、地域における子ども・子育て支援の横の連携が図られるよう、フォーラムの開催などを通じて子育てを支援する団体等のネットワーク活動を支援します。

■主な事業の年次計画

[支援団体（支援者）の育成及びネットワーク活動支援・フォーラムの開催]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	ネットワーク会議・子育てフォーラムの開催				

施策展開の方向 2

2-(2) 教育・保育の計画的整備・提供

■施策が目指す方向性

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。乳幼児期の子どもの誰もが教育・保育を受けられるよう、教育・保育施設や地域型保育事業*を計画的に整備し、幼児教育・保育の無償化を実施します。また、こどもルームについては、小学生の安全・安心な放課後の居場所として保育室の整備を進めます。

■実現に向けて取り組むこと

① 教育・保育施設及び地域型保育事業の計画的な整備

満3歳未満の子どもが多数を占める入園保留児を減らしながら、満3歳以降の子どもの継続的かつ安定的な教育・保育環境を確保するため、送迎保育ステーション*事業によって地域間の定員数の不均衡を解消するとともに、教育・保育施設及び地域型保育事業の計画的な整備を、保育ニーズを調査・分析した上で実施します。

② 認定こども園への移行

多様な教育・保育ニーズに対応するため、各区域の実情を鑑みて、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園等への移行を実施します。

③ 放課後児童（主に小学生）の居場所の確保

学校の余裕教室の活用や学校施設との複合化等により、放課後の小学生の居場所づくりを進めていきます。更に「こどもルーム」と「放課後子ども教室」を一体的に運営することで小学生が安全で安心して自分らしく放課後活動ができる居場所の充実をはかります。

■主な事業の年次計画

[教育・保育施設及び地域型保育事業*の計画的な整備]

教育・保育

○1号

【北部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1, 163人	1, 158人	1, 149人	1, 097人	1, 138人
確保 方策	特定教育・保育施設*	1, 075人	1, 075人	1, 075人	1, 075人	1, 075人
	確認を受けない幼稚園	907人	907人	907人	907人	907人
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	1, 982人	1, 982人	1, 982人	1, 982人	1, 982人

【中央】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		780人	779人	777人	767人	771人
確保 方策	特定教育・保育施設*	862人	862人	862人	862人	862人
	確認を受けない幼稚園	814人	814人	814人	814人	814人
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	1, 676人	1, 676人	1, 676人	1, 676人	1, 676人

【南部・東部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1, 115人	1, 112人	1, 106人	1, 076人	1, 100人
確保 方策	特定教育・保育施設*	558人	558人	558人	558人	558人
	確認を受けない幼稚園	1, 821人	1, 821人	1, 821人	1, 821人	1, 821人
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	2, 379人	2, 379人	2, 379人	2, 379人	2, 379人

【市全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3, 058人	3, 049人	3, 032人	2, 940人	3, 009人
確保 方策	特定教育・保育施設*	2, 495人	2, 495人	2, 495人	2, 495人	2, 495人
	確認を受けない幼稚園	3, 542人	3, 542人	3, 542人	3, 542人	3, 542人
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	6, 037人	6, 037人	6, 037人	6, 037人	6, 037人

○2号（学校教育利用希望が強い）

【北部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		233人	233人	233人	233人	233人
確保 方策	特定教育・保育施設*	—	—	—	—	—
	確認を受けない幼稚園	233人	233人	233人	233人	233人
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	233人	233人	233人	233人	233人

【中央】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		156人	156人	156人	156人	156人
確保 方策	特定教育・保育施設*	—	—	—	—	—
	確認を受けない幼稚園	156人	156人	156人	156人	156人
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	156人	156人	156人	156人	156人

【南部・東部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		224人	224人	224人	224人	224人
確保 方策	特定教育・保育施設*	—	—	—	—	—
	確認を受けない幼稚園	224人	224人	224人	224人	224人
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	224人	224人	224人	224人	224人

【市全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		613人	613人	613人	613人	613人
確保 方策	特定教育・保育施設*	—	—	—	—	—
	確認を受けない幼稚園	613人	613人	613人	613人	613人
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	613人	613人	613人	613人	613人

○2号（「学校教育利用希望が強い」以外）

【北部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2,348人	2,353人	2,362人	2,414人	2,373人
確保 方策	特定教育・保育施設*	2,367人	2,421人	2,421人	2,421人	2,421人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	264人	264人	264人	264人	264人
	計	2,631人	2,685人	2,685人	2,685人	2,685人

【中央】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,965人	1,966人	1,968人	1,978人	1,974人
確保 方策	特定教育・保育施設*	1,914人	1,968人	1,968人	1,968人	1,968人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	35人	35人	35人	35人	35人
	計	1,949人	2,003人	2,003人	2,003人	2,003人

【南部・東部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,791人	1,794人	1,800人	1,830人	1,806人
確保 方策	特定教育・保育施設*	1,635人	1,731人	1,785人	1,839人	1,893人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	30人	30人	30人	30人	30人
	計	1,665人	1,761人	1,815人	1,869人	1,923人

【市全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		6,104人	6,113人	6,130人	6,222人	6,153人
確保 方策	特定教育・保育施設*	5,916人	6,120人	6,174人	6,228人	6,282人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	329人	329人	329人	329人	329人
	計	6,245人	6,449人	6,503人	6,557人	6,611人

○3号（0歳）

【北部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		228人	228人	229人	234人	229人
確保 方策	特定教育・保育施設*	231人	237人	237人	237人	237人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	15人	18人	18人	18人	18人
	認可外保育施設	31人	31人	31人	31人	31人
	計	277人	286人	286人	286人	286人

【中央】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		238人	238人	238人	240人	235人
確保 方策	特定教育・保育施設*	257人	263人	263人	263人	263人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	27人	27人	27人	27人	27人
	認可外保育施設	38人	38人	38人	38人	38人
	計	322人	328人	328人	328人	328人

【南部・東部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		204人	205人	205人	209人	206人
確保 方策	特定教育・保育施設*	198人	204人	210人	216人	222人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	3人	6人	9人	12人	12人
	認可外保育施設	2人	2人	2人	2人	2人
	計	203人	212人	221人	230人	236人

【市全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		670人	671人	672人	683人	670人
確保 方策	特定教育・保育施設*	686人	704人	710人	716人	722人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	45人	51人	54人	57人	57人
	認可外保育施設	71人	71人	71人	71人	71人
	計	802人	826人	835人	844人	850人

○3号（1歳）

【北部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		664人	665人	668人	683人	669人
確保 方 策	特定教育・保育施設*	520人	532人	532人	532人	532人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	52人	60人	60人	60人	60人
	認可外保育施設	78人	78人	78人	78人	78人
	計	650人	670人	670人	670人	670人

【中央】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		576人	576人	577人	579人	577人
確保 方 策	特定教育・保育施設*	464人	476人	476人	476人	476人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	58人	58人	58人	58人	58人
	認可外保育施設	49人	49人	49人	49人	49人
	計	571人	583人	583人	583人	583人

【南部・東部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		497人	498人	499人	508人	501人
確保 方 策	特定教育・保育施設*	380人	398人	410人	422人	434人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	32人	40人	48人	56人	56人
	認可外保育施設	11人	11人	11人	11人	11人
	計	423人	449人	469人	489人	501人

【市全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,737人	1,739人	1,744人	1,770人	1,747人
確保 方 策	特定教育・保育施設*	1,364人	1,406人	1,418人	1,430人	1,442人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	142人	158人	166人	174人	174人
	認可外保育施設	138人	138人	138人	138人	138人
	計	1,644人	1,702人	1,722人	1,742人	1,754人

○3号（2歳）

【北部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		684人	686人	688人	703人	689人
確保 方策	特定教育・保育施設*	630人	648人	648人	648人	648人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	44人	52人	52人	52人	52人
	認可外保育施設	89人	89人	89人	89人	89人
	計	763人	789人	789人	789人	789人

【中央】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		588人	589人	589人	592人	588人
確保 方策	特定教育・保育施設*	550人	568人	568人	568人	568人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	63人	63人	63人	63人	63人
	認可外保育施設	54人	54人	54人	54人	54人
	計	667人	685人	685人	685人	685人

【南部・東部】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		538人	538人	540人	549人	539人
確保 方策	特定教育・保育施設*	457人	487人	505人	523人	541人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	34人	42人	50人	58人	58人
	認可外保育施設	12人	12人	12人	12人	12人
	計	503人	541人	567人	593人	611人

【市全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,810人	1,813人	1,817人	1,844人	1,816人
確保 方策	特定教育・保育施設*	1,637人	1,703人	1,721人	1,739人	1,757人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業*	141人	157人	165人	173人	173人
	認可外保育施設	155人	155人	155人	155人	155人
	計	1,933人	2,015人	2,041人	2,067人	2,085人

[医療的ケア児*保育支援事業]

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13人	13人	13人	13人	13人
確保方策	2園	3園	3園	3園	3園

[時間外保育事業]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,415人	4,387人	4,398人	4,409人	4,464人
確保方策	4,415人	4,387人	4,398人	4,409人	4,464人

[放課後児童（主に小学生）の居場所の確保（こどもルーム）]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,973人	5,239人	5,487人	5,747人	6,009人
1年生	1,854人	1,943人	2,026人	2,134人	2,209人
2年生	1,545人	1,594人	1,672人	1,743人	1,843人
3年生	1,107人	1,219人	1,262人	1,322人	1,381人
低学年計	4,506人	4,756人	4,960人	5,199人	5,433人
4年生	384人	393人	434人	448人	470人
5年生	63人	69人	70人	77人	80人
6年生	20人	21人	23人	23人	26人
高学年計	467人	483人	527人	548人	576人
確保方策	4,980人	5,240人	5,490人	5,750人	6,010人

施策展開の方向 2

2-(3) 教育・保育の質の確保・向上

■施策が目指す方向性

乳幼児期の教育・保育は子どもの健やかな成長にとって重要なものであることから、公立保育園及び私立保育園等が一体となって、質の確保・向上に向けた取り組みを推進します。また、こどもルームについても児童が安全・安心に過ごせるよう、保育環境の向上を進めます。

■実現に向けて取り組むこと

- ① 幼稚園教諭・保育士等の質の向上等
幼稚園教諭や保育士等の人材育成に取り組み、適正な保育環境を保ちます。また、保育士の労働環境へ配慮し、処遇改善事業を行います。
- ② 幼稚園教諭・保育士等の確保
合同就職説明会や養成校へのPRなどを通じて幼稚園教諭・保育士等の確保に努めます。
- ③ 教育・保育施設及び地域型保育事業*の相互の連携
教育・保育施設は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業*を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行います。
- ④ 幼保こ小連携の推進
幼児期の教育・保育から小学校への円滑な接続のために、市内の認定こども園・認可保育園・幼稚園の協力のもと、幼児教育共同研究や幼保こ小連絡協議会を通して、相互理解や交流・情報交換を進め、より緊密な連携を図ります。
- ⑤ 各施設・事業者への指導監督の実施
教育・保育施設や地域型保育事業*者のほか、幼児教育・保育の無償化の対象となった認可外保育施設もその質が確保されるよう、立ち入り調査や巡回指導などの指導監督を行います。
- ⑥ こどもルームの保育環境の向上
指導員の研修や施設・設備の修繕・更新、運営状況の点検等により保育環境の向上を進めます。

■主な事業の年次計画

[幼稚園教諭・保育士等の質の向上等]（職員研修（合同研修含む）の実施）

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7回	7回	7回	7回	7回
確保方策	7回	7回	7回	7回	7回

[教育・保育施設及び地域型保育事業*を行う者等に対する適切な指導・助言]

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	指導・助言の実施				

[幼稚園教諭・保育士等の確保]（事業者と行政による合同就職説明会などの実施）

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2回	2回	2回	2回	2回
確保方策	2回	2回	2回	2回	2回

[教育・保育施設及び地域型保育事業*の相互の連携]

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	教育・保育施設と地域型保育事業*の相互の連携支援				

[こどもルームの保育環境の向上]

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	42ルーム	42ルーム	42ルーム	41ルーム	41ルーム
確保方策	42ルーム	42ルーム	42ルーム	41ルーム	41ルーム

施策展開の方向 2

2-(4) 子育て家庭の負担へのサポート

■施策が目指す方向性

子育て家庭が安心して子育てにあたり、一人ひとりの子どもが健やかに育つことができるよう、家庭における様々な子育ての負担や不安、孤立感を和らげるための支援を、地域・社会で行います。

■実現に向けて取り組むこと

- ① 一時的な預かりの充実
保護者の就労や緊急時対応、リフレッシュしたいときなど多様な保育需要に対応した一時的な預かりを充実させます。
- ② 経済的負担の軽減
幼児教育・保育の無償化を始め、実費徴収に係る補足給付事業*等を行うとともに、各種支援制度の周知を進めます。

■主な事業の年次計画

[一時預かり事業*]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	79,199人日 (幼稚園型) 11,326人日 (幼稚園型を除く)	76,713人日 (幼稚園型) 11,256人日 (幼稚園型を除く)	76,842人日 (幼稚園型) 11,286人日 (幼稚園型を除く)	76,980人日 (幼稚園型) 11,454人日 (幼稚園型を除く)	78,595人日 (幼稚園型) 11,313人日 (幼稚園型を除く)
確保方策	377,000人日 (幼稚園型) 24,360人日 (幼稚園型を除く)	377,000人日 (幼稚園型) 24,360人日 (幼稚園型を除く)	377,000人日 (幼稚園型) 26,720人日 (幼稚園型を除く)	377,000人日 (幼稚園型) 26,720人日 (幼稚園型を除く)	377,000人日 (幼稚園型) 26,720人日 (幼稚園型を除く)

[ファミリー・サポート・センター事業*] (就学前児童)

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,182人日	6,181人日	6,182人日	6,185人日	6,182人日
確保方策	6,182人日	6,181人日	6,182人日	6,185人日	6,182人日

[ファミリー・サポート・センター事業*] (就学後児童)

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,784人日	4,125人日	4,496人日	4,901人日	5,342人日
確保方策	3,784人日	4,125人日	4,496人日	4,901人日	5,342人日

[子育て短期支援事業*] (宿泊を伴うもの)

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,166人日	1,346人日	1,346人日	1,346人日	1,346人日
確保方策	1,166人日	1,346人日	1,346人日	1,346人日	1,346人日

[子育て短期支援事業*] (宿泊を伴わないもの)

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	238人日	238人日	238人日	238人日	238人日
確保方策	238人日	238人日	238人日	238人日	238人日

[病児保育事業*]（病児対応型）

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	973人日	965人日	959人日	961人日	964人日
確保方策	2,030人日 (3か所)	2,900人日 (4か所)	2,900人日 (4か所)	2,900人日 (4か所)	2,900人日 (4か所)

[病児保育事業*]（体調不良児対応型）

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	38か所	38か所	38か所	38か所	38か所
確保方策	38か所	38か所	38か所	38か所	38か所

[柏市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業*]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

施策展開の方向2

2-(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

■施策が目指す方向性

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、職業生活と家庭生活の両立に対する理解と協力を得るための啓発活動や各種制度の周知等を進めます。

■実現に向けて取り組むこと

ワーク・ライフ・バランスの推進は

柏市男女共同参画推進計画

に基づいて取り組みます。

柏市男女共同参画推進計画の基本課題「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの啓発や、育児・介護休業制度に関する情報提供などを行います。

■主な事業の年次計画

[計画の推進・啓発イベント等]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	開催	開催	開催	開催	開催

施策展開の方向3

3-(1) 児童虐待の防止

■施策が目指す方向性

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のため、関係機関の連携の強化や児童相談所*の設置に向けた取り組みを推進します。

■実現に向けて取り組むこと

- ① (仮称)柏市こども・若者相談センター（児童相談所*）の設置
児童虐待の背景にある家庭が抱える複雑かつ困難な課題に対し、きめ細かな対応を図るため、児童相談所*設置市への移行を図るとともに、これまで市が取り組んできた子育て支援や発達相談等の支援の機能を加えた一体的な支援体制を構築します。
- ② 令和4年改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター*」の設置・運営
こども相談センターをこども家庭センター*に位置づけ、母子保健・児童福祉の両機能の一体的な支援体制を構築し、要支援児童の早期発見・早期支援、切れ目のない継続的な支援の提供を図ります。また、（仮称）柏市こども・若者相談センターの開設後は、同センター内にて児童相談所機能とも連動した取組を推進します。
- ③ 要保護児童対策地域協議会*による連携強化
支援が必要な家庭のさまざまな養育課題やニーズへ対応するため、福祉、医療、教育、保育、警察、民間団体等が参画する要保護児童対策地域協議会*を運営し、各機関との連携強化を図ります。

■主な事業の年次計画

〔「(仮称)柏市こども・若者相談センター（児童相談所*）」の設置〕

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	工事	開設	運営	運営	運営

〔養育支援訪問事業*〕（注）

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	283人日	283人日	283人日	283人日	283人日
確保方策	283人日	283人日	283人日	283人日	283人日

〔子育て世帯訪問支援事業*〕（注）

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	144人日	144人日	144人日	144人日	144人日
確保方策	144人日	144人日	144人日	144人日	144人日

〔親子関係形成支援事業*〕（注）

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯
確保方策	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯	40世帯

〔要保護児童対策地域協議会*〕による連携強化〕

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	代表者会議及び実務者会議等の開催を通じて連携を強化				

〔妊産婦等生活援助事業*〕（注）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5世帯	5世帯	5世帯	5世帯	5世帯
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

注：令和8年度の「(仮称)柏市こども・若者相談センター（児童相談所*）」開設により、相談支援体制が変更されるため、量の見込みは本計画の中間見直しにて修正予定です。

施策展開の方向3

3-(2) 障害のある子どもへの支援

■施策が目指す方向性

障害のある子どもが健全に育ち、障害の有無によって分け隔てられることなく、身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や個々の状況に応じた適切な支援を行います。

■実現に向けて取り組むこと

① 早期発見・早期支援と継続的支援の充実

支援の必要な子どもが早期に発見され、支援につながるよう、母子保健事業や相談事業が連携するとともに、児童発達支援*や放課後等デイサービス*及びこどもルームでの受入れなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、医療的ケア児*が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育が連携した受入れ体制を確保するほか、教育及び療育の機会を確保するため支援体制を構築します。

② 総合的・一体的な障害児福祉施策の検討

児童相談所*の設置検討に合わせて障害児福祉施策の総合的・一体的な推進体制について、検討を行います。また、こども発達センターのあり方を引き続き検討していきます。

■主な事業の年次計画

[発達相談]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	560人	560人	560人	560人	560人

[障害児通所支援]（児童発達支援*）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	869人	1,025人	第4期障害児福祉計画で設定予定		

[障害児通所支援]（放課後等デイサービス*）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,137人	1,251人	第4期障害児福祉計画で設定予定		

[切れ目ない支援体制]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	障害等により特別な支援が必要な0歳から18歳未満の子どもが、切れ目なく支援を受けられる体制の検討・構築				

[障害児施策の総合的・一体的推進体制]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	令和8年度の開始を目標に体制構築の協議・調整、以後は計画の企画・立案等を総括して推進				

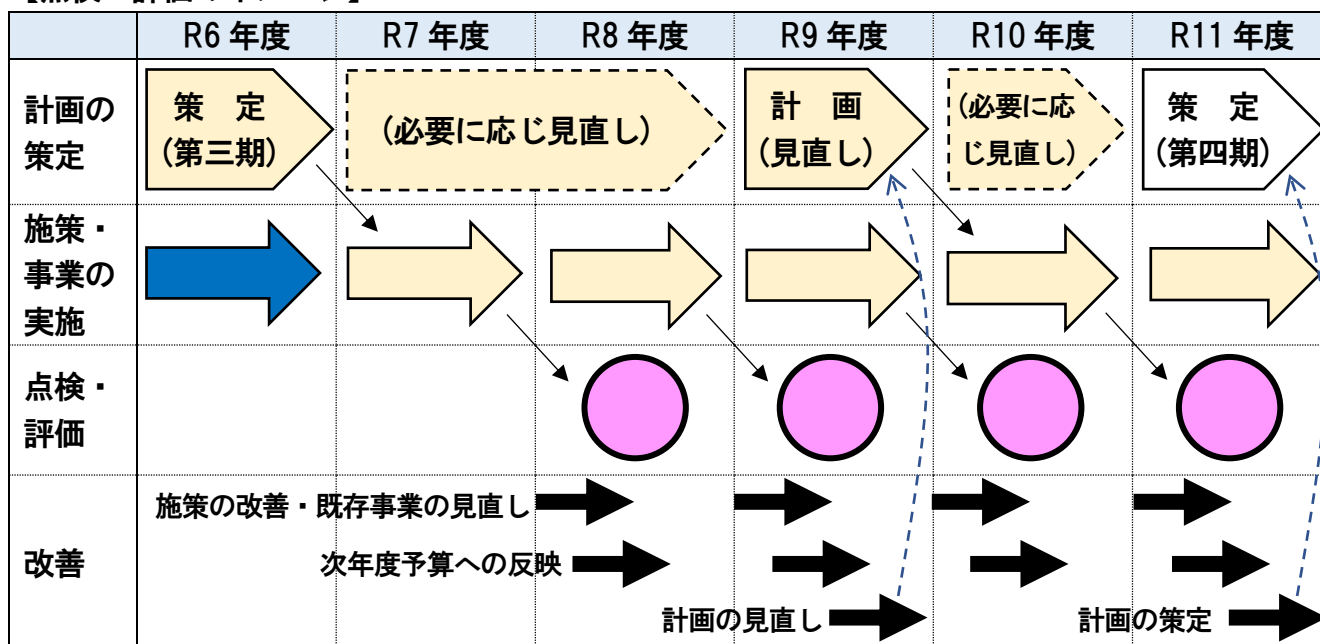
第5章 計画の推進に当たって

1 計画の進捗状況の点検・評価	56
2 計画の推進体制	56

1 計画の進捗状況の点検・評価

- ◆ 計画の着実な推進のために、毎年度、内部評価等により、計画の進捗状況を確認し、成果や課題を明らかにして施策の改善を図ります。このような点検・評価により、定期的な点検に基づく継続的な改善と、既存の体制・事業の見直しや再構築等を行います。
- ◆ 社会・経済情勢の変化などにより新たに検討が必要となる状況がある場合は、適時に検討を行い事業に反映させるなど、迅速かつ柔軟に対応していきます。特に、「量の見込み」と実態が大きくかい離するような場合には、計画期間の中間年を目安に必要な応じて計画内容の見直しを行います。

【点検・評価のイメージ】



2 計画の推進体制

- ◆ 計画の点検・評価や見直しに当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定により設置した「柏市子ども・子育て会議」の意見を聴くこととします。
- ◆ 柏市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策が実施できるよう、必要に応じて、「柏市健康福祉審議会児童健康福祉専門分科会」や「柏市幼児教育振興審議会」など他の附属機関とも連携しながら、「柏市子ども・子育て会議」における議論の活性化を図ります。
- ◆ 「柏市の子ども・子育て支援の方向性を市全体で共有し、地域社会の各々がその重要性を理解・協働し、その役割を果たす」との計画の目的を達成するため、ホームページやパンフレットによる情報発信や子ども・子育て関連事業の機会を捉えた説明などにより、広く市民へ計画の主旨や施策を共有します。

参考資料

1 ニーズ調査の概要	58
2 用語集	59

1 ニーズ調査の概要

◆ 調査の目的

本計画の策定の基礎資料とするため、市民の皆さまの子育て支援事業に関するニーズ量や子育て支援に関するご意見・ご要望等を把握すること

◆ 調査地域

柏市全域

◆ 調査対象

調査区分	調査対象
就学前の子どもを持つ保護者	無作為抽出
小学1年生から小学6年生までの保護者	無作為抽出
小学4年生から6年生	無作為抽出

◆ 調査方法

調査形式：アンケート調査

調査方法：郵送配布・Web回収

◆ 調査期間

令和5年12月1日から令和5年12月15日まで

◆ 配布・回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前の子どもを持つ保護者	5,000 人	1,697 人	33.9%
小学1年生から小学6年生までの保護者	1,200 人	502 人	41.8%
小学4年生から6年生	600 人	206 人	34.3%
合計	6,800 人	2,405 人	35.4%

2 用語集

◆あ行

一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
医療的ケア児	NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより親子間における適切な関係性の構築を図る事業

◆か行

家庭的保育事業	保育者の居宅等において保育を行う事業（利用定員：5人以下）
居宅訪問型保育事業	子どもの居宅において保育を行う事業
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設その他の施設に入所させ、必要な保護を行う事業
こども家庭センター	改正児童福祉法の施行により、令和6年4月から設置が努力義務化。従来の「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の両機関の一体的な運営を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して相談支援を提供するもの

◆さ行

産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業
事業所内保育事業	企業等の事業所の保育施設などにおいて保育を行う事業

実費徴収に係る補足給付事業	低所得で生計が困難である家庭に対して、経済的負担の軽減を図るため、給食費や教材費等の実費徴収に係る費用の一部を補助する事業
児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、当該子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図る事業
児童相談所	子どもに関するあらゆる問題について、子どもや保護者などからの相談に応じ、子どもの最善の利益を図るために、子どもや保護者に最も適した援助や指導を行う機関
児童発達支援	障害のある子どもに対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う支援
小規模保育事業	原則として、利用定員が6人以上19人以下の施設において保育を行う事業。保育者の保育士資格の有無等によって、A型・B型・C型の類型に分けられる。
送迎保育ステーション	保護者に代わって各認定こども園が園児をバスで園に送迎するための施設。保護者が直接園に行かなくても、朝の送り出しや帰りのお迎えが可能となる。

◆た行

多様な集団活動事業の利用支援事業（多様な主体の参入促進事業）	国が定める基準を満たしつつ柏市が認めた施設のうち、その施設を利用する、幼児教育・保育の無償化による給付を受けていない児童に対し、利用料の一部を補助する事業
地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業のこと。原則として満3歳未満の子どもを、少人数の単位で預かる事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児の親子を対象に、交流や育児相談・情報提供・育児講座を実施する事業。柏市内では認定こども園・保育園に併設する地域子育て支援センターや児童センター内で実施するもの、単独型のひろば「はぐはぐひろば」がある。
特定教育・保育施設	認定こども園、確認を受ける幼稚園及び認可保育園をいう。
特定地域型保育事業	小規模保育事業A型、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

◆な行

乳児家庭全戸訪問事業	原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業
------------	--

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	生後6か月～満3歳未満までが保護者の就労有無等に関係なく保育所等を利用できる制度
妊産婦等生活援助事業	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化として、妊娠・出産・その後の生活の自立に向けた、寄り添い型の相談・居場所づくり・支援体制を構築するもの
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
妊婦等包括相談支援事業	主に妊婦・その配偶者に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業（利用者支援事業の1つ）

◆は行

病児保育事業（体調不良児対応型）	保育中に体調不良となった園児の緊急的な対応や、児童全体の健康管理等を行う事業
病児保育事業（病児対応型）	病中または回復期の病気のお子さんについて、保護者の勤務の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行う事業
ファミリー・サポート・センター事業	児童を一時的に預かり、必要な保護を行ったり、児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援したりといった援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との連絡及び調整などの支援を行う事業
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
放課後等デイサービス	授業終了後や休校日に、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などを行う支援

◆や行

養育支援訪問事業	養育を支援することが特に必要であると判断した家庭に対し、適切な養育が行われるよう、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等に関する情報、要保護児童や要支援児童・特定妊婦への適切な対応を図るために必要な情報交換を行い、支援内容に関する協議を行う関係機関・団体で構成される組織

◆ら行

利用者支援事業	子どもと保護者、妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集・提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、支援する事業
---------	---

